

交換過程の矛盾について ——久留間説の検討を中心に——

元 田 厚 生

1 問題の所在

『資本論』¹⁾の交換過程論については、価値形態論や物神性論との関係において種々論争されてきた²⁾が、『資本論』における交換過程の主要矛盾の規定そのものについては、ほぼ同様に理解されてきたといえるだろう。

たとえば、富塚良三氏は、「『資本論』第一篇第二章の叙述を辿って、交換過程の矛盾を展開」³⁾するとして、つぎのように述べている――

「商品の使用価値は『他人のための使用価値』であって、その所有者にとっては、それは、『交換価値の扱い手』としての、『交換手段』としての、使用価値のみをもっている。すべての商品は、その所有者にとっては非使用価値であり、その非所有者にとっての使用価値である。だから、それらは、使用価値として自らを実現しうるためには、相互に全面的に持ち手を交換しなければならない。この持ち手交換は商品の交換にほかならないのだが、交換がおこなわれるためには、諸商品は、価値として相互に等置され、価値としてみずからを実現しえなければならない。しかるに、諸商品が価値としてみずからを実現しうるためには、その前提として、それが使用価値たることが立証されなければならない。商品は他人にとって使用価値でなければ価値でもりえないが、それが他人にとっての使用価値であ

るということは、交換による使用価値としての譲渡によってのみ実証される。諸商品の価値としての等置と実現は使用価値としての不等置(区別)と実現を前提し、且つ後者はまた前者を前提する。かくして、『一方の解決が他方の解決を前提することによって問題の悪循環があらわれるばかりでなく、一つの条件の充足がその正反対の条件の充足と直接に結びついていることによって、相矛盾する諸要求の一全体があらわれることになる。』

〔『経済学批判』30頁、宇高訳 56頁。〕⁴⁾

富塚氏の『資本論』記述にたいする解釈は、つぎのようになるだろう。第1に、商品の使用価値としての実現(以下、〈使用価値としての実現〉と表記)を他人のための使用価値としての実現(以下、〈他人のための使用価値実現〉と表記)として捉え、商品が使用価値であることの実証(以下、〈使用価値としての実証〉と表記)と同義としていること。第2に、〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉の関係については、両者の結節環として「持ち手交換」・「交換」を位置づけていること、すなわち、〈使用価値としての実現——交換——価値としての実現〉として捉えていること。同様に、〈価値としての実現〉と〈使用価値としての実証〉(富塚氏の場合、〈使用価値としての実現〉と同義であるが)の関係についても、「交換による使用価値としての譲渡」を結節環に⁵⁾、〈価値としての実現——交換による譲渡——使用価値としての実証〉として捉えていること。第3に、交換過程の矛盾については、〈価値としての実現〉と〈使用価値としての実現〉との相互前提的悪循環として、『経済学批判』⁶⁾における交換過程の矛盾と同質の矛盾として捉えていくこと。このようにまとめることができるだろう。

また、大島雄一氏は、マルクスが交換過程の特徴を「諸商品の全面的持手交換」と規定し、交換過程の矛盾を三つの側面で捉えているとして⁷⁾、矛盾の第1規定：「諸商品は、みずからを使用価値として実現しうる前に、みずから諸価値として実現しなければならない。他方において諸商品はみずからを諸価値として実現しうる前に諸使用価値たる実を示さねばならない」の内容

を、つぎのように解説する――

「ここでマルクスの云う使用価値は、他人のための使用価値つまり社会的使用価値を意味している。そこでかれの言明はつぎのようになる。交換がおこなわれるためには、諸商品が価値として等置されねばならない。しかしそれらが価値として等置されるためには、その前提として、それらが使用価値としての他人の証明をうけなければならない。使用価値としての他人の証明は譲渡によっておこなわれる。ところが譲渡がおこなわれるためには、その前提として諸商品の価値としての等置・実現がおこなわれなければならない、というのである。かくて『一方の解決が他方の解決を前提し問題の悪循環があらわれる』（マルクス）ようにみえる。」⁸⁾

大島氏による『資本論』記述の解説は、つぎのようになるだろう。第1に、〈使用価値としての実現〉および〈使用価値としての実証〉と共に「使用価値としての他人の証明」として、したがって〈他人のための使用価値の実現〉として捉えていること。第2に、〈価値としての実現〉と〈使用価値としての実現〉および〈使用価値としての実証〉は、各々、「交換」・「譲渡」を結節環とする関係として捉えていること。第3に、交換過程の矛盾については、『経済学批判』と同様に、「使用価値としての他人のための証明」つまり〈使用価値としての実現〉と「価値としての等置・実現」つまり〈価値としての実現〉の相互前提的悪循環として捉えていること。大島氏が矛盾を相互前提的悪循環として把握されていることは、解説が「価値としての等置」から始まっている点に、つまり『資本論』のように〈使用価値としての実現〉から始まろうが、大島氏の解説のように〈価値としての実現〉から始まろうが、同じ結果になるという観方に如実に示されている。

『資本論』交換過程の主要矛盾にたいする位置づけや評価を異にする両氏⁹⁾ではあるが、以上のように、『資本論』交換過程の主要矛盾それ自体の内容については、同様の理解ないし解釈を示されている。交換過程の矛盾にたいするこのような把握は、ほぼ通説となっている見解と言うことができるだろう。

筆者は、このような通説的見解にたいして、根本的な疑問をもっている。一般に、〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉とが相互前提的悪循環に陥ることによって、交換（過程）の行き詰まりが提示され、その行き詰まりを開拓するものとして貨幣が析出されると説明されるが、それでは、交換過程の矛盾と貨幣析出の論理とはいわば外面向的に結びつくにすぎない、と言わざるをえないからである。尤も、『資本論』において、交換過程の矛盾が相互前提的悪循環として措定されているとすれば、そのような結びつきを想定せざるをえないのであるが、果して『資本論』はかかるものとして矛盾を措定していると言えるのだろうか¹⁰⁾。これまで、交換過程の矛盾が相互前提的悪循環として理解されてきた理由は、〈使用価値としての実現〉を〈他人のための使用価値実現〉として把握してきたことにあると言えよう。なぜなら、〈使用価値としての実証〉はたしかに〈他人のための使用価値実現〉に近似的な規定¹¹⁾であるから、〈使用価値としての実現〉を〈他人のための使用価値実現〉と把握すれば、〈他人のための使用価値実現〉と〈価値としての実現〉という両者の関係は、必然的に、相互に前提し合うところの悪循環になるからである。また、〈使用価値としての実現〉を〈他人のための使用価値実現〉として規定し、したがって交換過程の矛盾を相互前提的悪循環として設定しているのは、正に、『経済学批判』である¹²⁾。しかし、『資本論』は、『経済学批判』とは異質の交換過程論を展開しているのであって、その点を看過すべきではないと考えている。

小論は、以上の視点から、通説的見解の源流とも言うべき久留間鯨造氏の交換過程論について、その矛盾の捉え方に焦点を絞って、検討を加えるものである。その際、筆者の『資本論』解釈を直接対置させずに、久留間氏の矛盾把握に内在する論理を中心に検討するつもりである。

2 命題：〈使用価値としての実現は価値としての実現を前提する〉

〔1〕〈使用価値としての実現〉を〈他人のための使用価値実現〉と規定する理由について。

久留間氏は、まず、「交換過程は、何よりもまず、諸商品が、その人にとつては非使用価値である人の手から、その人にとって使用価値である人の手に移ってゆく過程」であり、「これが交換過程のいわゆるシュトッフリッヒな内容をなすのであって、これを抜きにしては交換過程というものは考えることができない」と概括的に述べられ、ついで交換過程をそのように観る理由について、「商品の使用価値は、単なる使用価値ではなくて、一定の社会的規定性をもつ使用価値である。すなわちそれは、現にそれを商品としてもっている者のための使用価値ではなくて、他人のための使用価値である。だからそれは、それを必要とする他人の手に移らねばならぬ」(傍点は引用者)，と述べている¹⁴⁾。

たしかに、商品生産が社会的分業の一様式として成立するためには、他人のための使用価値である商品は、それを必要とする人の手に移らねばならないだろう。また、久留間氏に倣って言えば、他人のための使用価値であるところの「商品の本来的な要請」¹⁵⁾が、商品を、それを必要とする他人の手に移動させる、と一般的には言うことができるだろう。しかし、商品が他人のための使用価値であるという商品の社会的規定性は、一体に包括的・一般的規定であって、その規定性から、交換過程の何んであるかが直接導き出されるわけではない。たとえば、『資本論』(第1篇第1章第1節)でも、「自分の生産物によって自分自身の欲望を満足させる人は、使用価値をつくるが、商品はつくらない。商品を生産するためには、彼は使用価値をつくるだけではなく、他人のための使用価値、社会的使用価値を生産しなければならない」¹⁶⁾、とし

ているにすぎない。つまり、所有者にとって直接的使用価値をもつ生産物が商品ではないことを、商品は他人のための使用価値、したがって社会的な使用価値であると規定しているにすぎないのである。したがって、問題は、交換過程における商品の論理の展開を通して、商品の使用価値が他人のための使用価値として問われる、その問われ方にあるとしなければならないのである。——『資本論』においては、〈価値としての実現〉の前提条件としてのみ、商品が他人のための使用価値であることが問われている、と筆者は理解している。

[2] 〈使用価値としての実現〉の推進動機について。

久留間氏は、商品は「現にそれを商品としてもっている者のための使用価値ではなくて、他人のための使用価値である。だからそれは、それを必要とする他人の手に移らねばならぬ」(傍点は引用者)、と言われる。この場合、他人の手に移転する前の商品とは、如何なる商品として位置づけられているのであろうか。その商品は、単に、所有者にとって非使用価値であるというよりも、むしろ、現実的に他人のための使用価値として生成すべき潜在的・可能的な他人のための使用価値として、位置づけられていると言えるだろう。その位置づけからすれば、商品の移転とは、潜在的・可能的に他人のための使用価値である商品が、現実的に他人のための使用価値に生成するために、自分を非使用価値とする持ち手から、自分を必要とする持ち手へと、持ち手を変換されることになるだろう。このような商品移転は、商品が現実的に他人のための使用価値として生成することを、その推進動機とすることによってのみ成立するものである。

商品は自ら移転することはできないから、久留間氏の想定される商品移転も、商品所有者の行為として具体化される必要がある——久留間氏の〈使用価値としての実現〉規定には、商品所有者視点が、何故か稀薄である——。久留間氏の想定する商品移転に商品所有者を登場させれば、それは、商品所

有者が、自分の商品を他人のための使用価値として実現させるために、その商品を必要とする他人の手に移転・譲渡する、ということになるだろう。しかし、商品所有者によるこのような商品譲渡の行為を想定することは、果して、可能であろうか？

『資本論』の交換過程には、『経済学批判』とは異なり¹⁷⁾、他の「商品体の具体性にたいする感覚」を「自分自身の五感やそれ以上の感覚で補う」商品所有者が、登場する¹⁸⁾。このような具体的感覚をもった商品所有者が、自分の商品は他人のための使用価値であるがゆえに、それを必要とする他人に譲渡する、と想定することはできない。『資本論』の交換過程論が、具体的感覚をもつ商品所有者をその論理に組み入れるのは、単に商品に対する欲望一般を考察するためではなく、商品所有者の行動原理に媒介された商品の論理を分析する視点からである。その行動原理からすれば、商品所有者は、自分の商品が他人のための使用価値であるから交換するのではなく、それが直接的使用価値をもたないがゆえに交換する、としなければならない。それゆえ『資本論』は、商品はその所有者にとって直接的使用価値をもっていない、「だからこそ、彼はその商品を、自分を満足させる使用価値をもつ商品とひきかえに、譲渡しようとする」¹⁸⁾（傍点は引用者）、としているのである——この記述は、〈使用価値としての実現〉なる語句が記載されている同じ文節（交換過程章第2パラグラフ）にありながら、これまで、何故か軽視されてきた——。商品はたしかに、自然発生的な社会的分業の一分肢としては、他人のための使用価値である。しかし、それが交換を通じてそれを必要とする人の手に移らなければ、商品生産が社会的分業の一様式として成り立ちはしないとしても、その社会的必要事としての商品移転が、商品を「自分を満足させる使用価値をもつ商品」に変えようとする商品所有者の行為に媒介されるところに、商品生産に特有な問題がある、としなければならぬのである。商品所有者の行動原理に媒介された商品の視点に立たなければ、交換過程の矛盾も、また別の様相を呈することになるだろう。

〔3〕〈使用価値としての実現〉規定の内容について。

久留間氏は、〈使用価値としての実現〉を「使用価値の実現」と対比させながら、その内容について規定している。まず「使用価値の実現」については、「使用価値の実現というのは、一定の欲望の充足に役立つ属性を物がもっている、それを実際に役立たすこと、すなわち物がもっているそういう可能性を実現することであって、これはいうまでもなく消費の過程でおこなわれる」、と述べ、ついで〈使用価値としての実現〉については、「商品の使用価値は、単なる使用価値ではなくて、……他人のための使用価値である。だからそれは、それを必要とする他人の手に移らねばならぬ。そうすることによってはじめて、使用価値として実際に役立つうことになる。マルクスが『使用価値としての商品の実現』といっているのは、このことをさすのであって、消費の過程においてではなく、交換の過程において行われる」、と述べている¹⁹⁾。久留間氏によるこのような両概念の区別、すなわち交換過程概念としての〈使用価値としての実現〉と消費過程概念としての「使用価値の実現」という区別は、通説としてほぼ定着している観方と言えるだろう²⁰⁾。しかし、久留間氏の規定する〈使用価値としての実現〉の意味・内容は、決して平易ではない。久留間氏は、「使用価値の実現」については、消費過程が使用価値を「実際に役立たすこと」として規定し、〈使用価値としての実現〉については、商品が「他人の手に移」ることによってはじめて、使用価値として実際に役立つこと」と述べている。したがって、〈使用価値としての実現〉は、商品がそれを必要とする「他人の手に移」ることとして規定されているかにみえる。

しかし久留間氏は、「商品の使用価値としての実現は商品の譲渡によっておこなわれる」²¹⁾、と言うのである。つまり、「商品の譲渡」を介しての〈使用価値としての実現〉である。したがって厳密に言えば、久留間氏による〈使用価値としての実現〉規定とは、「商品の譲渡」後に、商品が現実的に〈他人のための使用価値として実現〉されることである。〈使用価値としての実現〉と

〈価値としての実現〉を、〈商品の譲渡〉を結節環にして捉えることは、前述したように、〈他人のための使用価値実現〉論の特徴である。このような想定が非合理を孕んでいることは、後に判明するだろう。——『資本論』の場合には、商品は、〈交換手段としての使用価値〉という規定性において譲渡される。したがって、商品の譲渡とは、商品を交換手段として行使・実現しようとする意図・意志の次元にあるから、商品を他人の手に移すことは、論理的にみて視野に入ってこないのである。

〔4〕〈価値としての実現〉規定の内容について。

久留間氏は、〈価値としての実現〉について、「それはどういう意味であるか」というと、現にマルクス自身が、『彼〔商品所有者〕は彼の商品を価値として実現しようと欲する、すなわち、使自身の商品がその他商品の所有者にとって使用価値をもつと否とにかかわらず、同じ価値ある任意の他商品で実現しようと欲する、』といっているのによっても明らかなように、商品を現に価値であるものとして妥当させること、価値としての能力を実現すること、を意味するのである²²⁾、と述べている。ここでは、〈価値としての実現〉が、商品所有者の行為として、すなわち、商品所有者が「商品を現に価値であるものとして妥当させること」等として、規定されている。別の表現も、すなわち、「彼はそれと（商品所有者は商品と——引用者）交換に、等量の労働の生産物である任意の他商品を——彼の商品がその他商品の所有者の欲望の対象であると否とにかかわらず——入手することが可能でなければならぬ」²³⁾という表現も、商品所有者による任意の他商品の「入手」という行為を意味している。

しかし他方では、商品所有者の主体的行為としてではなく、商品の「主体的行為」とする表現もある。まず、交換過程の「矛盾」、いわゆる矛盾の第一規定は、商品所有者の行為としてではなく、商品を主体として、「商品は、交換に際してはじめから価値としてみずからを妥当させるわけにはいかない

い」²⁴⁾、と表現されている。また、「この矛盾は、商品所有者が本来的にもつ諸要求のあいだの衝突という形でもあらわれる」²⁵⁾とし、商品を主体とする矛盾規定と商品所有者の「諸要求」のレベルにおける矛盾の「あらわれ」とを、区別している。さらに、「商品の価値としての要請」とその「商品所有者の意識」への「反映」とを区別している。すなわち、商品所有者は「任意の他商品を……入手することが可能でなければならぬ。これこそは価値としての——無差別一様な・そしてそういう形態で社会的な・労働の対象化としての——商品の本来的な要請であり、そしてそれは、交換過程において実現されなければならぬ。この商品の価値としての要請は、当然、商品所有者の意識に反映する。すなわち彼は、さきに引用した箇所でマルクスがいっているように、『彼の商品を価値として実現しようと欲する、すなわち、彼自身の商品がその他商品の所有者にとって使用価値をもつと否とにかくわらず、同じ価値ある任意の他商品で実現しようと欲する』のである」²⁶⁾（傍点は引用者）、と述べている。ここで、商品所有者の「意識に反映する」場合の例証として、久留間氏が引用している『資本論』叙述は、商品所有者の「諸要求」のレベル・矛盾の第2規定に該当するものである。

このように、〈価値としての実現〉は、〈商品が自らを価値として妥当させる〉こととして、および〈商品所有者による任意の他商品の入手行為〉として、二様に表現されている。そのことは、それ自体としては問題はないが、〈使用価値としての実現〉規定と対比した場合、後者は〈価値としての実現〉に対応する規定内容を備えているとは言えない。つまり、〈価値としての実現〉は、〈任意の他商品の入手〉という商品所有者の意識的具体的行為として規定されているのに対して、〈使用価値としての実現〉は、〈商品譲渡〉による商品の他人のための使用価値としての現実化と規定されている。商品所有者は、意識的に、商品を〈他人のための使用価値としての実現〉するために〈譲渡〉すると言えるのであろうか。やはり商品所有者の意識的行為としては、『資本論』の言うように、「自分を満足させる使用価値をもつ商品と

ひきかえに、譲渡しようとする」としなければならないだろう。では、商品所有者が自分の必要とする商品と引き換えに行なおうとする〈商品譲渡〉は、久留間氏の場合、いずれの〈実現〉に該当するのだろうか。これまでのところでは、〈任意の他商品の入手〉、したがって〈価値としての実現〉に該当するようにみえる。しかし、後述するように、久留間氏は、そのような〈商品譲渡〉と〈価値としての実現〉を区別するのである。

このように、久留間氏の場合、商品所有者の行動原理に媒介された商品の論理の発現として、交換過程の矛盾を規定するという視角が、一貫しているとは言えないるのである。

〔5〕〈使用価値としての実現は価値としての実現を前提する〉ことについて。

久留間氏の言い方では、「商品の使用価値としての実現は商品の譲渡によっておこなわれるが、商品の譲渡は、……その価値としての実現を前提する」²⁷⁾（傍点は引用者），ということである。これを、これまでの検討を踏まえ、商品を主体にして再構成すれば、つぎのようになるだろう、——商品は他人のための使用価値であるから、現実に〈他人のための使用価値として実現〉されるためには、それを必要とする他者の手に移転しなければならない、しかし、他者の手に移転するためには、商品は自らを価値として妥当させなければならない、と。

このように、商品を主体に再構成すれば、〈他人のための使用価値実現〉論の特徴が、表面化してくる。まず第1に、商品が〈他人のための使用価値〉であることから、無媒介的・直線的に、商品の他者への移転が出発点を成すことである。第2に、〈他人のための使用価値実現〉論は、表現は種々であるがいざれにしても、他者の手中における〈使用価値としての実現〉を想定するから、〈使用価値としての実現——商品の移転——価値としての実現〉と言うように、〈商品の移転〉を結節環として位置づけることである²⁸⁾。そのよ

うに位置づければ、〈使用価値としての実現〉の前提条件は、〈価値としての実現〉というよりも直接的には〈商品の移転〉になってしまってであろう。したがって、〈使用価値としての実現〉が〈価値としての実現〉を前提条件とすることも、〈商品の移転〉が〈価値としての実現〉を前提条件とすることに還元されてしまうだろう。この点は、両〈実現〉関係を商品所有者の行為として再構成することによって、明らかになってくる。

商品所有者の行為として、久留間氏の規定を再構成してみよう。まず、〈使用価値としての実現——商品譲渡〉については、〈所有者は、自分の商品を使用価値として実現するためには、それを必要とする他者に譲渡しなければならない〉、となるだろう。しかし、つぎの〈商品譲渡——価値としての実現〉については、その〈価値としての実現〉を、どのように表現すべきか難しい。たとえば、〈所有者は、自分の商品をそれを必要とする他者に譲渡するためには、自分の商品が他者にとって使用価値をもつと否とにかかわらず、任意の他商品の入手を前提とする〉、と再構成した場合、譲渡の相手である「他者」と「入手」の相手である「他商品」の所有者との関係が、はっきりしない。一商品所有者の交換行為である以上、その両者は同じとしなければならないだろう。同じとすれば、〈所有者は、自分の商品をそれを必要とする他者に譲渡するためには、その他者の所有する商品の入手を前提する〉、となるだろう。しかし、〈他者の所有する商品の入手〉ということは、何を意味するのか。所有者にとって、意味があるとすれば、その〈他者の商品〉が自分の必要とする商品であること以外、想定できないだろう。したがって、それは、〈所有者は、自分の商品をそれを必要とする他者に譲渡するためには、その他者の商品が自分の必要とする商品であることを前提する〉、となるだろう。それは、結局、〈商品の譲渡は、所有者が、相手の商品を必要と認めた時、行われる〉ことを意味することになるだろう。

このようにして、久留間氏の場合、〈使用価値としての実現〉は、〈商品譲渡〉を直接的的前提条件として、〈価値としての実現〉を間接的的前提条件として、

各々位置づけられることになるのである。したがって、〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉関係は、結局、〈商品譲渡〉と〈価値としての実現〉の関係に還元されるのである。そしてその場合の〈価値としての実現〉は、具体的には、商品所有者が〈商品を譲渡する他者の商品を必要と認めること〉を意味することになるのである。しかし、そのような意味では、〈価値としての実現〉は、〈任意の他商品の入手〉という原義から懸け離れた内容になっていふと言わざるをえないのである。

3 命題：〈価値としての実現は使用価値としての実現を前提する〉

〔1〕〈使用価値としての実証〉規定の内容について。

まず、久留間氏の説明をきくことにしよう——

「商品の価値としての実現は、その使用価値としての実現を前提する。商品は他人のための使用価値でなければ価値でもないが、それが他人のための使用価値であるということは、交換過程における使用価値としての譲渡によってはじめて実証されるのであって、したがって商品は、交換に際してはじめから価値としてみずからを妥当させるわけにはいかないからである。」²⁹⁾（傍点は引用者）

まず第1に、久留間氏の叙述——「商品の価値としての実現は、その使用価値としての実現を前提する」——は、『資本論』叙述——「商品は、自らを価値として実現しうるまえに、自らが使用価値であることを実証しなければならない」³⁰⁾——に対応するものであるから、久留間氏の場合、〈使用価値としての実現〉と〈使用価値としての実証〉とが同義であることを確認できる。このように両者を同一視することも、〈他人のための使用価値実現〉論の特徴である³¹⁾。第2に、「商品は……、それが他人のための使用価値であるということは、交換過程における使用価値としての譲渡によってはじめて実

証される」(傍点は引用者)として、〈使用価値としての実証〉が〈使用価値としての譲渡〉を前提条件とすることが示されている。この点も、〈使用価値としての実現〉の場合と同じである。したがって第3に、〈使用価値としての実証〉は、〈商品譲渡〉後の他者の手の中における〈他人のための使用価値であることの実証〉として規定されているのである。この点も、〈使用価値としての実現〉の場合と同じである。しかし、〈使用価値としての実現〉の場合には顕在化しなかった矛盾が発生することについては、つぎの〔2〕において明らかになるだろう。——『資本論』の場合、〈使用価値としての実証〉については、「労働の生産物が他人の欲望を満たすかどうかは、ただ商品の交換だけが証明することができる」³²⁾、と説かれているにすぎないのである。ここでは、〈商品の譲渡〉としてではなく、「商品の交換」として表現されている点に留意すべきである。

〔2〕〈価値としての実現は使用価値としての実現を前提する〉ことについて。

これまでの検討から明らかなように、この命題は、〈価値としての実現——商品の譲渡——使用価値としての実現〉と言う三者の関係として置き換えられるだろう。その置き換えによって、この命題が非合理的な立論になっていることがわかる。なぜなら、〈価値としての実現〉が、〈商品の譲渡〉後の〈使用価値としての実現〉を前提条件とすることになるからである。

久留間氏は、〈価値としての実現は使用価値としての実現を前提する〉ことについて、つぎのように述べていた——「それ(商品——引用者)が他人のための使用価値であるということは、交換過程における使用価値としての譲渡によってはじめて実証されるのであって、したがって商品は、交換に際してはじめから価値としてみずからを妥当させるわけにはいかない」(傍点は引用者)、と。この説明を再構成すれば、つぎのようになるだろう、——商品の〈他人のための使用価値としての実証〉は、「譲渡によってはじめて」行

われる、すなわち〈譲渡後の他者の手の中で〉行われる、したがって、〈譲渡後〉の〈使用価値としての実証〉を前提せずに、「交換に際してはじめから」、すなわち〈譲渡〉に際してはじめから、〈価値として実現〉させることはできない、と。

つまり命題は、〈商品譲渡〉における〈価値としての実現〉が、〈譲渡〉後の〈使用価値としての実証〉を前提する、と言う奇妙な内容を示すのである。これは一見して明らかのように、非合理的な想定・立論と言わざるをえないだろう。この立論は、『経済学批判』における、「商品は自分を交換価値として、……表示するためには、あらかじめ使用価値として外化され、人手に渡っていなければならない」³³⁾（傍点は引用者）、と言う立論と軌を一にするものである。そしてこのような立論の根柢には、〈他人のための使用価値実現〉論がある。〈商品が他人のための使用価値として実現されなければならない〉と言う見地は、いずれにせよ、〈商品の譲渡〉を媒介にして〈他者の手の中における使用価値の実現〉を、論理的に想定せざるをえないからである。久留間説における「譲渡によってはじめて実証される」という表現は、『経済学批判』における「あらかじめ……人手に渡っていなければならない」という表現と同様、そのことを反映しているのである。

4 命題：〈矛盾は商品所有者の諸要求の間の衝突という形でも現れる〉

〔1〕〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉は、相互前提的悪循環の関係・相互排斥的矛盾の関係であることについて。

久留間氏は、「交換過程はこのように、商品の使用価値としての実現の過程でなければならぬと同時に価値としての実現の過程でなければならぬのであるが、この商品の使用価値としての実現と価値としての実現とは、相互に前提しあうとともに相互に排斥しあう関係にあり、ここに、交換過程に特有な

問題が生じてくる」、あるいは、「商品の使用価値としての実現と価値としての実現とは、このように相互に前提しあう悪循環の関係にあるばかりでなく、相互に排斥しあう矛盾の関係にある」、と述べ³⁴⁾、『経済学批判』から相互前提的悪循環にかんする記述を引用している。

まず、相互前提的悪循環について言えば、久留間説における〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉は、〈商品の譲渡〉を結節環とした関係であるから、両〈実現〉が直接、相互前提的悪循環の関係にあるとは言えないのである。つまり、久留間説にあっては、両〈実現〉は、事実上、〈商品の譲渡〉と〈価値としての実現〉の問題に還元されているのである。また、そのように理解してはじめて、如上の非合理、〈価値としての実現〉が〈商品譲渡〉後の〈使用価値としての実現〉を前提するという非合理的論理も、久留間氏の意図に即して意味づけることができるであろう。

つぎに、〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉が、相互排斥的矛盾の関係にあるということについては、理解が困難である。両〈実現〉が相互排斥的矛盾の関係にあるという捉え方は、両〈実現〉が「同時」に成就されねばならぬという見地に基づくものであるが、何故に「同時」の〈実現〉でなければならないのか、その理由は提示されていない。久留間説においては、〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉が相互前提的関係にあると——一応——みなすことはできても、両〈実現〉の同時的成就が展開されているとは言えないるのである。

最後に、『経済学批判』と『資本論』の関係について。久留間氏は、『経済学批判』叙述を引用されるだけで、具体的な論評を加えていない。したがって久留間氏が、『資本論』の交換過程論と『経済学批判』のそれとを、どのレベルにおいて同質とみているのか——相互前提的悪循環という矛盾の性格規定において同質とみているのか、交換過程論そのものを同質とみているのか——、確たることは言えないでのあるが、叙述の流れからみて後者のようない推定できる。しかしいずれにしても、『資本論』と『経済学批判』の交換過

程論を、同質の論理とみなすことはできない。『経済学批判』において、相互前提的悪循環として措定されている内容は、商品の特殊的使用価値形態の脱ぎ捨てと商品の同等性表示との関係であり、交換過程の分析レベルも、商品の価値としての能力の実現——『資本論』の〈価値としての実現〉——よりも抽象的な交換価値の表示レベルでしかないからである³⁵⁾。

[2] 交換過程の矛盾と商品所有者の諸要求との関係について。

まず、この点にかんする久留間氏の所論をみることにしよう——

「この矛盾は、商品所有者が本来的にもつ諸要求のあいだの衝突という形でもあらわれる。すなわち商品所有者は、彼の商品を価値として実現しようと欲する、言葉をかえていえば、同じ価値ある任意の他商品と——彼の商品がその他商品の所有者にとって使用価値をもつと否とにかくわらず——交換しようと欲する。ところが他面においては、彼は、彼にとって使用価値をもつ他商品とひきかえにでなければ、彼の商品を譲渡しようとはしない。すなわち、自分の商品は価値として妥当させようとするが、他人がそうすることを承認しない。しかもこれは、ある特殊な商品の所有者にかぎったことではなく、どの商品所有者もみな同じ立場に立つのである。だがそうするかぎり、交換過程は行きつまるほかない。そして交換過程が行きづまるかぎり、商品生産もまた、一般的にはおこなわれえないということになる。」³⁶⁾（傍点は引用者）

これが、久留間氏による商品所有者の本来的な〈諸要求の衝突〉論である。これにたいしては、つぎのような問題点を指摘することができるだろう。

まず第1に、「この矛盾」すなわち交換過程の〈矛盾〉と〈諸要求の衝突〉との関係が、判然としないことである。引用文は、交換過程の〈矛盾〉が、商品所有者の本来的〈諸要求〉の間の〈衝突〉という「形でもあらわれる」と述べている。しかし、これまでの検討から明らかのように、久留間氏による交換過程の〈矛盾〉規定も、〈使用価値としての実現〉および〈価値として

の実現〉も、各々、商品所有者の具体的行為として具体化される一面を有していた。とすれば、〈矛盾〉規定における商品所有者の具体的行為と、〈諸要求の衝突〉論における商品所有者の本来的な〈諸要求〉とは、如何なる意味において違いがあるのかが問題になるだろう。しかし、この点について久留間氏は言及されていないのである。

第2に、〈使用価値としての実現〉と〈所有者のための使用価値としての実現〉の関係が、不明であること。まず、「商品所有者が本来的にもつ諸要求」とは何か。1つは、商品の〈価値としての実現〉要求である。もう1つは、「彼(商品所有者——引用者)にとって使用価値をもつ他商品とひきかえにでなければ、彼の商品を譲渡しようとしない」ことであるから、商品を〈所有者のための使用価値として実現〉する要求として表現することができるだろう。したがって、商品所有者の「諸要求」とは、〈価値としての実現〉および〈所有者のための使用価値実現〉という2つの要求のことである。しかし、久留間氏による交換過程の〈矛盾〉規定は、〈価値としての実現〉と〈使用価値としての実現〉の2点から構成されている。では、〈使用価値としての実現〉が、商品所有者の〈諸要求〉のレベルでは、〈所有者のための使用価値実現〉という「形でもあらわれる」と言えるだろうか。それは無理である。なぜなら、久留間氏の場合の〈使用価値としての実現〉とは、〈他人のための使用価値実現〉のことであるから、それは〈商品の譲渡〉に関わる概念であるのにたいして、〈所有者のための使用価値実現〉は、それと正反対の、他商品の取得に関わる概念だからである。

第3に、以上の諸点の不明確さは、〈諸要求の衝突〉論それ自体を曖昧にしている。まず、商品所有者の〈諸要求〉とは、〈価値としての実現〉要求と〈所有者のための使用価値実現〉要求とであった。したがって、〈諸要求〉の間の〈衝突〉とは、何よりもまず、一商品所有者の2つの〈要求〉の〈衝突〉として展開されなければならないだろう。しかし、引用叙述は、つぎのように展開している。すなわち、商品所有者には〈価値としての実現〉要求があり、

「他面においては」〈所有者のための使用価値実現〉要求がある、「すなわち」、商品所有者の〈価値としての実現〉要求については、「他人がそうすることは承認しない」と展開している。このような叙述の流れからすれば、「他人」が体現していることは、〈所有者のための使用価値実現〉要求と理解すべきであろう。したがって、久留間氏の〈諸要求の衝突〉論は、ある商品所有者の〈価値としての実現〉要求と、他の商品所有者の〈所有者のための使用価値実現〉要求との〈衝突〉論でしかない。このような立論の仕方は、論理的にみて整合的なものと言えるだろうか。今、他の商品所有者を導入して〈諸要求の衝突〉を想定するとすれば、〈ある所有者の2要求〉と〈他の所有者の2要求〉の間の〈衝突〉を想定することになるだろう。そうすれば、〈衝突〉は、両所有者の〈価値としての実現〉要求の間にも、〈所有者のための使用価値実現〉要求の間にも起りうるのであって、久留間氏の場合のように、ある所有者の〈価値としての実現〉要求と他の所有者の〈所有者のための使用価値実現〉要求との〈衝突〉だけを想定するわけにいかないからである。

このように久留間氏による〈諸要求の衝突〉論は、種々の問題を内蔵しているのである。そして、それらの諸問題は、やはり〈他人のための使用価値実現〉論に起因していると言わざるをえない。なぜなら、〈諸要求の衝突〉論の最大の難点は、〈他人のための使用価値実現〉と〈所有者のための使用価値実現〉との不一致にある、と考えられるからである。

〔3〕交換過程の行き詰まりについて。

この点について久留間氏は、つぎのように述べている――

「いまかりに、問題の商品がリンネルであり、その所有者がそれを聖書と交換したいと思っていたと仮定しよう。そのばあいにたまたま、聖書の所有者の方でもリンネルと交換したいと思っていればいいが、そうではなくて、リンネルとの交換を欲しているのは小麦の所有者であって、聖書の所有者

の方では酒との交換を欲していたとする、交換はおこなわれない。このばあいリンネルの所有者は、小麦の所有者の欲望の——したがって社会的欲望の——対象を生産しているのであるから、彼の労働は社会的に有用な形態で支出された人間労働の一定量として、その生産物であるリンネルの価値を形成している筈なのであるが、それにもかかわらず、リンネルは価値として実現されることができない、すなわち任意の他商品——このばあいには聖書——と交換されることができない。」³⁷⁾

まず、引用した叙述の内容を確認すれば、そこでは、リンネル所有者は聖書との交換を希望しているが、聖書所有者はリンネルとの交換を望まないため、リンネルは〈価値として実現〉されない・任意の他商品（聖書）と交換されない、と説かれている。この内容は、久留間氏の設定した〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉の関係で言えば、どのような関係を意味しているのであろうか？聖書所有者がリンネルとの交換を望んでいないということは、リンネルが〈他人のための使用価値として認められない〉ことであるから、引用文の趣旨は、リンネルの〈価値としての実現〉が、リンネルの〈使用価値としての実証〉を前提とすることである。

このような久留間氏による〈交換過程の行き詰まり〉論は、一面においては、つまりそれ自体を久留間氏の所論の全体から切り離してみれば、『資本論』における交換過程の矛盾と整合するものであるが、他面においては、つまり久留間氏の所論の全体からすれば、不統一・不整合なものと言わざるをえない。なぜなら、久留間氏による交換過程の矛盾規定、たとえば〈使用価値としての実現〉と〈価値としての実現〉の相互前提的悪循環の見地からすれば、上記の〈行き詰まり〉論は、もう一方の前提関係、つまり〈使用価値としての実現〉の前提としての〈価値としての実現〉という関係を欠落しているからである。

しかし久留間氏は、別の著書——『貨幣論』——において、「交換過程の矛盾はどのようなものであったか」という表題のもとに、前掲の引用文と同

一の内容を示しながら、最後につぎのような加筆を行っている――

「そしてこのように、価値として実現されえないかぎり、それは使用価値としても実現されえないことになる。すなわち、他人のための使用価値であるはずの亞麻布は、それが充足すべきであった欲望の持主――いまの例で言えば小麦の所有者――の手に移って、現実に他人のための使用価値になりえないことになる。したがって、そのままでは、商品生産は社会的生産の一つの形態として成り立ちえないことになる。」³⁸⁾（傍点は引用者）

この追加叙述は、リンネルが〈価値として実現〉されなければ、リンネルはそれを必要とする小麦所有者の手に移って「現実に他人のための使用価値になりえない」こと、つまり、リンネルの〈使用価値としての実現〉がその〈価値としての実現〉を前提することを示している。したがって、この追加叙述の意図は、『価値形態論と交換過程論』における〈交換過程の行き詰まり〉論が、〈価値としての実現〉の前提としての〈使用価値としての実現〉だけを提示していることにたいして、〈使用価値としての実現〉の前提としての〈価値としての実現〉を補充することによって、両〈実現〉の相互前提的悪循環として整合的に〈交換過程の行き詰まり〉を提示することにあると推定される。

しかし、果して、論理は整合性を備えるようになったのであろうか。

まず、リンネルの〈使用価値としての実現〉がその〈価値としての実現〉を前提することは、具体的には、リンネルがそれを必要とする小麦所有者の手に移るためには、リンネルが「任意の他商品」・聖書と交換されることを前提することとして示される。しかし、リンネルの聖書との交換という前提条件は、それ自身、リンネルの小麦との交換、あるいはリンネルの小麦所有者の手への移転、という想定を困難にすると言わざるをえない。実際、久留間説のように商品の三疎み状態を以って、交換過程の〈予盾〉や〈行き詰まり〉を展開することには、始めから無理が伴なっているのである。逆の場合、すなわち〈価値としての実現〉は〈使用価値としての実現〉を前提することも、

商品の三疎み的意味合いで具体化されれば、すなわち、リンネルの聖書との交換はリンネルの小麦所有者の手への移転を前提するとして具体化されれば、論理としては整合性をもつとは言えないだろう。なぜなら、リンネルと聖書との交換と、リンネルの小麦所有者への移転——リンネルと小麦の交換と言わないとしても——とは、同一平面の対応する論点とはみなしくいからである。

別の角度から問題を指摘しておこう。交換過程の〈行き詰まり〉論においては、リンネルの〈価値としての実現〉は、任意の他商品である聖書との交換、つまり聖書の取得として規定されている。しかし、商品所有者の〈諸要求の衝突〉論においては、〈価値としての実現〉と〈所有者のための使用価値実現〉とが区別されていた。聖書の取得とは、〈諸要求の衝突〉論のレベルでは、〈所有者のための使用価値実現〉に相当することになるだろう。とすれば、〈価値としての実現〉と〈所有者のための使用価値実現〉を区別する理由は存在せず、したがって両〈実現〉の要求の〈衝突〉も存在しないことになってしまうであろう。この点の曖昧さが、上記〈衝突〉論を不首尾に終らせたとも言えるのである。

5 結びに代えて

『経済学批判』において、商品の使用価値としての生成が二重に措定されていること、つまり〈他人のための使用価値〉としておよび〈所有者のための使用価値〉として二重に措定されていることは、これまで余り注目されてこなかった。したがって、『経済学批判』における〈使用価値の二重生成〉論が、『資本論』において〈所有者のための使用価値としての実現〉論として、発展的に解消されていることも、余り注目されてこなかったように思う。

久留間氏の『価値形態論と交換過程論』における〈交換過程の行き詰まり〉論は、全体の所論から切り離してみれば、『資本論』と同質の論理を潜在化し

ていると言える。久留間氏の〈行き詰まり〉論を、〈所有者のための使用価値実現〉の視角から再構成すれば、つぎのようになるだろう、——リンネル所有者が商品を〈所有者のための使用価値として実現〉するためには、すなわち〈リンネルを聖書として実現〉するためには、リンネルを〈価値として実現〉しなければならない、つまり〈任意の他商品入手可能な能力として実現〉しなければならない。しかし他面では、リンネルが〈価値として実現〉されるためには、リンネルが〈使用価値として実証〉されなければならない、つまりリンネルが〈聖書所有者のための使用価値であることが承認〉されなければならない、と。

このように〈他人のための使用価値実現〉としてではなく、〈所有者のための使用価値実現〉論としてみれば、〈交換過程の矛盾〉とは、〈価値としての実現〉の必然性と〈価値としての実現〉の社会的制約性、つまり、商品の〈一般的等価物としての行使・実現〉の必然性とその社会的制約性としてその姿を現わすのである。

久留間氏の〈交換過程の行き詰まり〉論は、事実上、〈価値としての実現〉の社会的制約性を提示するものと言えるのである。しかし、そのような論理を潜在化している〈行き詰まり〉論は、久留間氏の措定した〈交換過程の矛盾〉——つまり、両〈実現〉の相互前提的悪循環——からすれば不整合であり、したがって『貨幣論』における補充・加筆を必然にしたのである。しかし、その補充・加筆によって、久留間氏の論理としては首尾一貫することになるのであるが、同時に、〈交換過程の矛盾〉論としては、『資本論』とではなく『経済学批判』と同質の論理構成になってしまうのである。そしてそれは、〈他人のための使用価値実現〉論に立つかぎり、必然的な成り行きであると言うことができるのである。

註

- 1) Marx, K., *Das Kapital*, Erster Band, Marx-Engels Werke; Bd. 23, Dietz Verlag, Berlin, 1962. (マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳, 『資本論』, 第1巻, 大月書店)
(以下, 『資本論』からの引用は, 原書を K. Bd. I 訳書を訳と略記してページ数を示す。但し, 訳文は必ずしも訳書に同じではない。)
- 2) これらの論争については, 荒木迪夫「商品の物神性」, 同「価値形態と交換過程論との関連」(共に, 佐藤金三郎・岡崎栄松・降旗節雄・山口重克編『資本論を学ぶ I』, 有斐閣, に所収)を参照。
- 3) 富塚良三『恐慌論研究』(未来社), 255 ページ。
- 4) 同前, 256 ページ。尚, 同氏の『経済原論』(有斐閣)にも同趣旨の記述がある。
- 5) この点は, 『恐慌論研究』の記述: 「交換による使用価値としての譲渡によってのみ実証されうる」よりも, 『経済原論』の記述: 「交換による価値(これは使用価値のことであり、「使用」という語句が脱落していると推定される——引用者)としての譲渡をまつてはじめて実証される」(富塚, 『経済原論』, 44 ページ。傍点は引用者)において, より明確である。
- 6) Marx, K., *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Marx-Engels Werke; Bd. 13, Dietz Verlag, Berlin, 1974. (杉本俊郎訳, 『経済学批判』, 国民文庫) (以下, 『経済学批判』からの引用は, 原書を Kr. 訳書を訳と略記してページ数を示す。但し, 訳文は必ずしも訳書に同じではない。)
- 7) 大島雄一『価格と資本の理論』(未来社), 128 ページ。
- 8) 同前, 129 ページ。
- 9) 富塚氏は, 価値形態の第2形態から第3形態への転換には「本質的困難」があり, その困難が交換過程論において「全面的交換の矛盾」として現われてくるという位置づけから, 主要矛盾については肯定的に評価される(富塚, 『恐慌論研究』, 253~265 ページ)。大島氏は, 『資本論』の価値形態論と交換過程論の全体を通じて, マルクスは物神性論で示した「社会的再生産の視角」に十分依拠していないという観点から, 主要矛盾は「交換過程の真の矛盾を意味するものではない」と否定的に評価される(大島, 前掲書, 110~116 および 130 ページ)。
- 10) 詳細については, 次稿において提示する予定である。
- 11) <使用価値としての実証>は, 一面においては, 商品の社会的使用価値=他人のための使用価値としての承認を意味する点において, <他人のための使用価値実現>に類似しているが, 他面においては, その承認が交換過程上において行われる点において,

その「承認」が人手に渡ることによって行われる〈他人のための使用価値実現〉とは異なるものである。

- 12) 拙稿「『批判』の交換過程論について」(札幌大学「経済と経営」14巻3号)を参照されたい。
- 13) 久留間鮫造『価値形態論と交換過程論』(岩波書店)における所説。
- 14) 久留間, 前掲書, 14ページ。
- 15) 同前, 16ページ。
- 16) K. Bd. I, S. 55 (訳, 55ページ。)
- 17) 『経済学批判』の場合, 商品所有者は「交換過程の意識的な扱い手としてだけ現われる」とされているにすぎない (Kr. S. 18, 訳, 44ページ)。
- 18) K. Bd. I, S. 100 (訳, 114ページ。)
- 19) 久留間, 前掲書, 14~15ページ。
- 20) 平田清明氏は, 久留間氏による区別を踏襲され, 「『使用価値の実現』とは, 消費そのものにおいて, 使用価値物の有用的諸属性が, 人間によって享受されることを端的に指している。これに対して『使用価値としての実現』とは, 他人にとっての使用価値だということが, 他者による購入によって立証されることであって, 必ずしも, 最終消費における使用価値の実現をふくまない」と述べている(平田清明, コンメンタール『資本』, 1, 日本評論社, 132ページ)。しかし, 〈使用価値としての実現〉を, 「他人にとっての使用価値だということが, 他者による購入によって立証されること」(傍点は引用者)と規定することは, 疑問と言うほかない。なぜなら, 交換過程は諸商品相互の現実的連関であるとしても, その論理は一商品に内在して展開されねばならない。したがって, 〈他人のための使用価値実現〉論にあっても, 商品所有者が自分の商品を〈他人のための使用価値として実現〉させるために, それを必要とする他者に譲渡する, としなければならない。つまり, ある商品を所有するその商品所有者の行為として想定せざるをえない。 「他者による購入」という他商品所有者の行為を混在させることは, 一商品の内在した論理の展開とは言えなくなるからである。
- 21) 久留間, 前掲書, 17ページ。
- 22) 同前, 15ページ。
- 23) 同前, 16ページ。
- 24) 同前, 17ページ。
- 25) 同前, 18ページ。
- 26) 同前, 16ページ。

- 27) 同前, 17 ページ。
- 28) 平田氏はつぎのようによく述べている——「いま問題なのは、まず使用価値の持手変換である。しかしそれは、あくまでも『商品の使用価値』である以上、その持手変換は、その使用価値物の私的所有権の譲渡なしには成立しえない。この財の商品としての法的権利は、商品の価値規定を内容としている。したがって私的所有権の譲渡とは、商品の価値としての実現なのである。すなわち、価値物としての形態的使用価値（自己にとっての交換手段という使用価値——平田、前掲書、125 ページ）が実現しなければ、内実的使用価値（他者にとっての使用価値＝自己にとっての非使用価値——同前、同ページ）はそれみずからを実現することができない。『諸商品はみずからを使用価値として実現するまえに、みずからを価値として実現しなければならない』とはこのことである」（同前、130 ページ。傍点は引用者），と。
- したがって平田氏の場合、「使用価値物の私的所有権の譲渡」＝〈価値としての実現〉であるから、〈商品移転〉・〈商品譲渡〉の結節環が、存在しないようにみえる。しかし他方では、〈価値としての実現〉について、「商品が『交換可能性』＝交換力（＝価値）として、他の労働生産物を、おのれの交換対象として措定しうることを指す」（同前、132 ページ）と述べている。この場合の〈価値としての実現〉は、「私的所有権の譲渡」それ自体ではなく、その「譲渡」が行われるための条件として、「他の労働生産物を、おのれの交換対象として措定しうること」として、規定されているとみなすことができる。したがって平田氏の場合も、〈使用価値としての実現——私的所有権の譲渡——価値としての実現〉という三者の関係を想定することになると言えるだろう。しかし平田氏の場合、この三者の関係が明示的にあらわれてこない理由は、その〈使用価値としての実現〉規定にある。平田氏は、〈使用価値としての実現〉を、「他人にとっての使用価値だ」ということが、他者による購入によって立証されること」として規定している（註 20 参照）。つまり、〈使用価値としての実現〉の中に「他者による購入」——譲渡の別表現——が包摂されている。したがって、「私的所有権の譲渡」は、〈使用価値としての実現〉にも〈価値としての実現〉にも内在する論点になっているのである。
- 29) 久留間、前掲書、17 ページ。
- 30) K. Bd. I, S. 100 (訳、115 ページ。)
- 31) 平田氏は、〈使用価値としての実現〉と〈使用価値としての実証〉——平田氏の場合、「使用価値の確証」——について、「『使用価値の確証』とは、上述の『使用価値としての実現』に関連しているが、必ずしも同一のことではない。『確証』とは原語の

bewähren=constater が示すように、①経験をつうじて真理または実在性を確定すること、②計量・報告されていることを理解する、確かめること、である。したがって『使用価値の確証』とは、それを生産した労働の、人間的労働=社会的労働としての意義およびその量的大いさの確認あるいは現場検証を意味している」(平田、前掲書、132 ページ)，と述べている。平田氏による〈使用価値としての実現〉規定は、「他人にとっての使用価値だということが、他者による購入によって立証されることであって、必ずしも、最終消費における使用価値の実現をふくまない」(同前、同ページ)ということであった。では、「使用価値の確証」=「現場検証」と〈使用価値としての実現〉=「購入」による「立証」とは、どのように違うと言うのであろうか? 「交換による使用価値の確証とは、交換を媒介にした労働と欲望との関連が過程的に成立しなければならないということである」(同前、131 ページ)とも表現されている。したがって、「使用価値の確認」=「現場検証」とは、「購入」後の他者の手の中における「確認」と推定される。

- 32) K. Bd. I, S. 101 (訳、115 ページ。)
- 33) Kr. S. 31 (訳、48 ページ。)
- 34) 久留間、前掲書、17 ページ。
- 35) この点については、前掲拙稿を参照されたい。
- 36) 久留間、前掲書、18 ページ。
- 37) 同前、19~20 ページ。
- 38) 久留間鮫造『貨幣論』(大月書店)、237 ページ。